寡婦医療費助成制度

◆助成内容◆

病院・調剤薬局(処方箋を要するもの)等を利用した場合に、保険の効くものについて支払われた金額の一部を助成します。

◆助成額◆

医科 一つの医療機関で一ヶ月に支払った金額が、保険の効くものについて、8,000円(2,667点)を超えるとき、医療費を助成します。

外	来	医療費総額×1/10 * 一部負担金が 8,000 円 (2,667 点) 未満の場合は対象外
入	院	【保険の一部負担金-44, 400円(非課税世帯 24,600円)】×1/2
		* 但し、保険の一部負担金<44, 400 円(非課税世帯 24, 600 円)の場合は対象外
		※入院時の食事代は助成の対象となりません。

調剤薬局についても同様(医科・歯科、入院・外来は別計算。)

◆対象者について

法的寡婦の者で60歳~64歳の人(60歳の誕生日の属する月の1日から65歳の誕生日の属する月の前月の末日まで。

◆資格証の更新について◆

受給資格の有効期限は、毎年8月31日となりますので、9月に更新します。

◆申請の仕方について◆

・医療費助成を受けるには、医療機関・薬局などで、受給資格者証を提示してください。領収証明書は医療機関から直接役場へ郵送されます。

(三重県内医療機関の場合)

- ・県外医療機関で受診された時は、役場に領収証明書を取りに来ていただき、(医療機関に置いている場合もあります。)証明書を医療機関で書いてもらい、役場に提出してください。(証明書料は助成対象となる証明書1枚につき二百円を限度に助成します。) 保険診療分の分かる領収証の原本でも申請できますが、1ヶ月分ごとにまとめてご提出下さい。
- ・領収証明書または領収証を毎月15日までに出していただければ、助成金の振り込みはその月の末日になります。(ただし、医療費は月ごとに計算するので、受診月の翌月以降でないと申請できません。)

◆支払いについて

・助成金の支払いは毎月の末日(末日が土・日・祝日の場合は、その前の平日)

◆各種変更について◆

保険証の変更・住所の変更・振込口座の変更等が発生した場合には、受給資格証をご持参のうえ役場までお越しください。

- ※ 助成申請のできる期間は、病院(薬局)にかかられてから2年間です。
- ※ 転入などにより紀宝町で所得が判定できない場合は、所得課税証明書が必要です。
- ※ 転出・資格喪失で有効期限の切れた受給資格者証は、福祉課までお返しください。